

労働相談 Q & A

Q4 うちの事務所では残業代が支払われません。法律違反とは分かっていますが、弁護士に直接言って残業代を請求することが怖くてできません。辞める覚悟で言わないと無理です。第三者(弁護士会、労働基準監督署)から注意や指導をしてもらえないのでしょうか？

Q4の回答

残業代の請求が労働基準法で認められた当然で正当な権利であることは言うまでもありません。法律を生業にしながら、その法律を守らない弁護士・法律事務所がまだまだ多く存在しているのが実情です。

会社組織などと異なり、比較的小規模の職場である法律事務所などでは、残業代も含めて私たち事務職員の労働条件が弁護士個人の胸先三寸で決められる事業所も多く、未払いの残業代があってもなかなか言いにくい、請求しづらいという実情がありますが、正当な権利を行使することは当然のことであり、勇気を奮って残業代の請求をして下さい(残業代の請求をしたことを理由に不利益扱いをすることは許されません)。

労働基準監督署などへの申告と指導も考えられますが、まずはあなたがきっぱりと残業代の支払いを弁護士に伝えることが大切です。どうしても言いにくい、請求しづらいといった場合には私たち組合にご相談下さい。あなたの残業代請求が当然の権利行使であると判断されれば、あなたを全面的にサポートしていきますし、あなたと共に弁護士と交渉することも可能です。話し合いによる解決が見込めない場合には、労働基準監督署への申告、労働審判の申立手続きや残業代の請求訴訟なども含めて考えていきましょう。

なお、日常的に残業をしていれば、相当な残業代が発生していると思われませんが、未払いの残業代は2年間の消滅時効にかかりますから、請求時から遡って2年分しか請求できず、それ以前の分は請求できないこととなりますので注意してください。